

(別添)

根拠法令条項一覧

- ・スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令【別紙1-1】

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和6年法律第58号。以下「スマホソフトウェア競争促進法」という。）第7条ただし書、第8条第2号、第12条第1号ロ及び第2号ロ、第16条第2項、第19条第1項並びに第47条並びに同法第42条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第69条第2項、第70条第2項及び第75条、特許法（昭和34年法律第121号）第27条第3項、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）別表第8号、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和2年法律第38号）第4条第1項及び第18条並びに独占禁止法第35条第5項において準用する内閣府設置法（平成11年法律第89号）第17条第3項及び第4項

- ・スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則の一部を改正する規則【別紙1-2】

スマホソフトウェア競争促進法第5条、第8条第1項第2号イ、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条第1項、第15条第4項、第19条第2項並びに第23条第1項、第2項第3号及び第8項並びに第27条第1項、第2項第3号及び第7項並びにスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行令第6条、第7条及び第8条並びにスマホソフトウェア競争促進法第42条において準用する独占禁止法第70条の6及び第76条第1項

- ・公正取引委員会の意見聴取に関する規則の一部を改正する規則【別紙1-3】

スマホソフトウェア競争促進法第42条において準用する独占禁止法第52条第1項

- ・スマホソフトウェア競争促進法における確約手続に関する対応方針【別紙1-5】

スマホソフトウェア競争促進法第46条